

---

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第13、議案第80号 松崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第80号は、松崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（生活環境課長 齊藤昌幸君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 本案に反対いたします。

本案は消費税アップに伴いまして、従来の料金をだいたい8パーセントに忠実に改正していくもので、そういう点では、制度が改正されてやむを得ないということはあるわけですが、消費税そのものを認めるわけにはいかないということがありますので、本案に反対いたします。

○議長（稲葉昭宏君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○9番（一瀬寿一君） 本案に賛成でございます。これは消費税でありますので、鈴木議員の反対するのわかりますけれども、これは国で決まったことありますので、ぜひ賛成をしていただきたいと思います、私も賛成いたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第80号 松崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---